2014 年度森泰吉郎記念研究振興基金研究成果報告書

研究題目名:高齢社会における介護施設・居住系サービスのありかた―総量規制についての OR 的検討 所属:政策・メディア研究科修士課程 1 年 山本理佳

1. 研究背景

高齢化が加速する現代日本社会において、介護保険制度は重要な社会保障政策の一つとなると考えられる。2012年に特定介護施設に対する総量規制の後押しとなっていた参酌標準が撤廃され、施設開設認可は地方自治体に委ねられたが、多くの自治体は総量規制の緩和に反対している現在、介護保険施設利用率が 100%を超える地域も多数存在する。参酌標準を撤廃しても、自治体の介護保険サービス供給行動に変化を与えなかったのではないか?

一方、参酌標準撤廃の際に、参酌標準には地方偏在や介護保険財政悪化を抑制する効果がある、 とする意見もあった。もし、参酌標準にそのような効果があったとすれば、それを撤廃してしまう ことで地方偏在や介護保険財政悪化等の問題が起こったのではないか?

2. 研究目的

以上の研究背景で述べた通り、参酌標準にどのような効果があったのかは不明である。本研究では、厚生労働省が言う「実情に応じた基盤整備」が介護保険施設に対して行われるための施策を見出すことを念頭に置き、参酌標準にどのような効果があったのかを調査することを目的とする。

3. 研究手法

- ・公的介護保険制定以前まで遡り、参酌標準の成立過程を明確に把握する(資料収集)
- ・諸外国の介護政策における、参酌標準も含めた総量規制を知る(資料収集)
- ・2005 年に中核市・政令指定都市とされていた各都市(全 51 都市)の参酌標準値を算出し、参酌標準によって地方偏在や介護保険財政悪化が防げていたかどうかを調査する

4. 研究成果

- ・2005 年に参酌標準は本格的に取り入れられ、2010 年には規制改革会議によって参酌標準は撤廃されたことが明らかになった。
- ・諸外国の介護政策では、参酌標準という制度は行われていなかったことも、調査より明らかになった。
- ・2005 年に中核市・政令指定都市とされていた各都市(全 51 都市)の参酌標準値を 2005~2012 年まで算出した結果、参酌標準には法的拘束力がなかったことが明らかになったが、参酌標準が地方偏在や介護保険財政悪化に影響を与えることは示すことができなかった。今後、全地方自治体の参酌標準値を算出し、同様の分析を行うことで、参酌標準の効果を検証していく必要があると考えている。